

日本国内において所属することとなった研究機関の
科学研究費助成事業担当者にお渡しください。

◆平成30年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（国際共同研究加速基金（帰国発展研究））の交付申請に係る手続きについて

I 当該研究代表者の交付申請に係る条件

交付申請に当たっては、当該研究代表者が以下の条件を満たす必要がありますので、確認した上で、交付申請書等を提出してください。

(1) 平成32年4月30日までに交付申請を行うこと。

※期日までに交付申請を行う事ができない場合には、条件付交付内定を取り消します。

(2) 交付申請に当たっては、日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授相当（ポスドクターは除く）として日本国内の研究機関（注1）に所属し、科研費の応募資格を取得すること。

（注1）日本国内の研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関であることが必要です。（研究機関については、日本学術振興会ホームページ「機関番号一覧」(<https://www.kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do>)を参照すること。)

II 提出書類及び提出期限

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を取りまとめ、日本学術振興会研究助成第一課（下記III参照）に、提出期限までに提出してください。詳しくは、日本学術振興会のホームページを参照してください。

提出書類（予定）	作成者	部数	提出期限
(1) 必ず提出する書類			
①交付申請書の提出書（様式D-1-3）	研究機関	1部	平成32年4月30日 （上記の条件を満たした場合は、提出期限まで随時提出可能）
②交付申請書（様式D-2-3）	研究代表者	1部	
③支払請求書（表紙）（様式D-3-3）	研究機関	1部	
④支払請求書（様式D-4-3）	研究代表者	1部	
⑤研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項	研究代表者	1部	
⑥条件付交付内定通知の写し	—	1部	
(2) 必要に応じ提出する書類			
⑦交付申請の辞退届等（表紙）（様式D-6-3）	研究機関	各1部	平成32年4月30日 （上記の条件を満たした場合は、提出期限まで随時提出可能）
⑧交付申請の辞退届（様式D-7-3）			
⑨研究代表者の転出報告書（様式D-8-3）			
⑩育児休業等に伴う交付申請留保届（様式D-10-3）			
⑪間接経費の辞退届（様式D-11-3）			

（注）各様式については日本学術振興会ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) からダウンロードして作成してください。（本種目は電子申請システム非対応種目です。）

III 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 基金助成係
TEL 03-3263-1057, 1867, 1843, 1845, 0992 FAX 03-3263-9005

IV 留意事項

1. 今回、適用することを予定している交付条件は当該研究代表者に既に周知しています。
2. 交付申請に当たり、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出している必要がありますので、提出が済んでいるかどうかを十分に確認してください。
3. 交付申請手続きの中で、研究の不正等の防止について研究者が理解すべき内容について、「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」により、研究者に確認を求めています。この確認・誓約事項において、研究代表者と研究分担者（研究分担者については交付申請時に追加する場合）が既に研究倫理教育の受講等を行ったことを確認することとしています。そのため、研究代表者が助成金の交付を希望する場合は、交付申請書等とともに必ず提出してください。（本書類が提出されない場合、助成金は交付しません。）
また、本内容は本会のホームページ（http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html）に掲載されておりますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者、研究協力者等にも必ず周知し、理解してもらうよう当該研究代表者に周知してください。
4. 研究機関による交付申請書の提出日以降に研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、助成金受領後に支出するか、研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
5. 本研究課題の助成金は、各年度の請求額全額を送金しますので、支払請求書には全額を計上してください。
6. 交付申請書（様式D-2-3）及び支払請求書（様式D-4-3）に含まれる個人情報、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。
※【参考：内閣官房 政府標準利用規約ホームページ】
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf
7. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要がある場合には、速やかに上記Ⅲに連絡してください。